

第1回産業競争力会議課題別会合議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2013年9月20日（金） 12:40～13:40
2. 場 所：官邸4階大会議室
3. 出席者：

議 長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議長代理	麻生 太郎	副総理
副議長	菅 義偉	内閣官房長官
同	甘利 明	経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
同	茂木 敏充	経済産業大臣
議員	秋山 咲恵	株式会社サコホーション代表取締役社長
同	佐藤 康博	株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役社長 グループ CEO(※1)
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授 (※2)
同	新浪 剛史	株式会社ロソン代表取締役 CEO (※1)
	岡 素之	規制改革会議議長（住友商事株式会社 相談役）
	稲田 朋美	内閣府特命担当大臣（規制改革）
	新藤 義孝	地域活性化担当大臣 (※2)
	下村 博文	文部科学大臣 (※2)
	田村 憲久	厚生労働大臣 (※2)
	林 芳正	農林水産大臣 (※1)

※1 「農地中間管理機構（仮称）について」のみ出席

※2 「国家戦略特区について」のみ出席

(議事次第)

1. 開会
2. 農地中間管理機構（仮称）について
3. 国家戦略特区について
4. 閉会

(配布資料)

- 林農林水産大臣提出資料
- 農地中間管理機構（仮称）について
- 農地中間管理機構（仮称）の創設に関する規制改革会議の意見
- 新藤地域活性化担当大臣提出資料
- 国家戦略特区WG 規制改革提案に関する現時点での検討状況
- 竹中主査提出資料
- 田村厚生労働大臣提出資料
- 下村文部科学大臣提出資料

○冒頭

(甘利経済再生担当大臣)

本日は、「農業」と「立地競争力等」の2つのテーマの課題別会合を続けて開催する。前半に農業、後半に立地競争力等の議論を行い、前半・後半で出席者を入れ替えて行う。最初の議題は「農地中間管理機構（仮称）について」である。

○農地中間管理機構（仮称）について

(林農林水産大臣)

産業競争力会議でも議論していただき、農地中間管理機構の構想が日本再興戦略に盛り込まれた。現在、担い手が利用する農地は全農地の5割だが、KPIでは、これを今後10年間で8割まで引き上げ、担い手への農地の集積・集約化を進めてコストを削減して生産性を上げることを掲げており、これを実現するのが農地中間管理機構の肝である。

県段階に公的な機関として農地中間管理機構を整備し、農地の出し手から借り受けた上で、法人や企業も含めた担い手に対し、規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して貸し付けるというのがこの構想の基軸である。

その際、大区画化等農地の生産性を高めるための条件整備を行うことも可能とし、業務については、市町村や民間企業への委託を活用しながら、関係者の総掛かりで取り組むこととしたい。

既存の農地保有合理化法人は、相対売買の中継ぎを役割としており、不動産屋的かつ、予算も限られている中で、あまりうまくいかなかった。今回、リースを活用して、いわばデベロッパー的な機能を持たせたい。

9月3日の産業競争力会議農業分科会以来、産業競争力会議でもご議論いただいた。各都道府県にこの機構を置くので、農地中間管理機構が各都道府県で十分にワークし、10年で構造改革の成果が確実にあがるようにしていくことが重要である。貴重なご意見を賜り、ワークするしっかりとしたスキームにしていきたいと考えている。

(新浪議員)

農地中間管理機構の在り方については、農業分科会で農林水産省と大変建設的な議論を行った。資料2の1ページ目にある(1)～(6)の6つの点が大変重要である。また、過去の施策から学び、制度のみの導入で運営が骨抜きになってはならない、既得権益者のみで決めてはいけない、これらの点からよく学んだ上で、この6点が重要であると申し上げた次第。

農地中間管理機構が機能するためには、集約化した農地を活用して、優良農地が貸し出され、機構により農地が集約化・大規模化された結果として、農業の生産性の向上を図ることが必要であり、それがこの機構の目的と考えている。

先般、私どもとしても、東北地方の現場をいくつか回ってきたが、中山間地の規模拡大は大変なコストがかかり、機構のスキームの下で集める農地としては非現実的である。日当たりがよい平地の優良農地において、基盤整備を通じて集積を行っていくことが肝要と現場の方々から聞いている。

資料の2ページ目。政策及び機構の目的について、1ページ目の①～④のキーワードと、その結果として農家の所得を向上させることが重要であり、大目的であるということを確認に規定することが重要。

また、機構が単なる耕作放棄地対策として用いられないことが肝要。農地の借入れ及

び集積において重要なのは、受け手のニーズがどうあるかをきちんと把握して、受け手のニーズにあった農地を借り、それらを集約すること。ニーズに合わないと、ただ使われないだけになってしまう。借受け後1年以内に借受けした農地を貸し付けられない場合は、賃貸借契約を解除し、農地が滞留することがないように必要な措置を講じることとすべき。

人・農地プランの活用は、農地の分散圃場解消のためには有効な手段であり、機構の農地引受けの計画の策定・情報収集のみに人・農地プランを活用してはどうか。耕作放棄地を受け入れる場合は、貸付けの見込みのあるところ限定することが重要。受け手が決まってから基盤整備を行い、適切な受益者負担を求めるべき。現在は、農業土木事業は15%の受益者負担だが、当初は一気に集約化を進めるべく、しばらくの間、受け手へのインセンティブ措置をしてはどうか。6次産業化も大変重要。A-FIVEと機構がきちんと連携を図り、機構の貸し出す農地は、6次産業化に資する加工・流通施設の用地にも利活用できるようにすべき。

資料の3ページ目。重要なのは、機構がどうガバナンスを持って運営されるかということ。都道府県ごとに農地集積の計画を立てて、担い手あたりの農地面積がどれだけ増えたか、また、しっかりと農地が担い手へ貸し付けられているかを生産性向上の目標とする。この目標に向けて、各都道府県が創意工夫をしていく。この目的達成や収益管理に係る責任は都道府県、すなわち機構の役員の任命権を持つ知事が負う。このために、農林水産業・地域の活力創造本部の指名に基づき、第三者機関による客観的評価を毎年実施する。その結果を公表し、優良事例を農林水産省が横展開を図る。機構の設立目的の達成を国として果たし、その結果を国として地方自治体の予算に反映させる。機構そのものにかかる運営費用の負担については、適切な地方負担を求めるなど、責任の明確化と創意工夫のできる制度とすべき。

貸付先については、新規就農者が既存の営農者と公平公正な条件で競争できるように、必ず公募を行うべき。農業委員会の許可を不要とすること、また、農業委員会そのものをどうするか、ということも考えるべき課題。

農家の方と話していると、条件の悪い農地を精査することも機構の大きな役割であると思う。優良な農地を出すのを嫌がる人も多い。農地を出しやすくする仕組みも検討するべき。戸別所得補償等や都道府県の工夫によって、良い土地が出るようなベストプラクティスを横展開することが大事。モデル地区を決めて早期に成功事例を出すことも一つの考え方である。

(佐藤議員)

これまで私が申し上げてきたことは、全て新浪主査のペーパーに盛り込まれているので、あえて強調しておきたい点について3点申し上げる。

1点目であるが、農地中間管理機構を農地や耕作放棄地の塩漬け機関としないために、特に法制化の際に、機構の目的として農地集約のみならず利活用を明示的に書き、そして集約した農地を利活用する責務を機構が負うという立て付けをきちんとすべき。農地の利活用がしっかりとされているのかという点を、機構のパフォーマンスをレビューする際の大きなポイントとしていくべきと考える。そのような立て付けにできれば、自ずと受け手中心の考え方、受け手のニーズに合致する形で農地が集約されていくことになり、一方で有望な受け手を探すという競争原理が働くことにより、集約・大規模化と生産性の向上という本来の目的が実現されると考えている。

2点目は機構のガバナンス。既得権益者のみで決まらないようにするために、農地の受け手を公募することは当然であるが、加えて、機構の経営陣の選定、経営陣の権限、意思決定のプロセス、農地集約利活用の事後評価、機構のパフォーマンス評価等を含め、

国民の目から分かりやすいような透明性の高い仕組みづくり、すなわちプロセスの透明化について徹底的な措置が必要である。

3点目。今後この機構の法案化を進めるに際し、本日まで大いに議論した点について、法案にしっかりと落とし込んでいくことが重要である。万が一にも実際の運用で骨抜きになるようなことがないよう、しっかりとフォローアップしていかなければならない。

我々も民間金融機関として、地域金融機関と連携した6次産業化ファンドへの出資や、農産物の輸出促進のための中東ファンドとの連携など、具体的案件に取り組んでいるところである。民間ベースでは、明らかに農業再生に向けた様々な具体的チャレンジが始まっており、今回の機構の設置は、こうした動きを後押しするものでなければならない。可能であれば特区制度なども活用しつつ、積極的に成功モデルを作り上げて、目に見えるような形で成果を出していくことに我々民間としても注力していきたいと考えている。

(秋山議員)

先ほど新浪議員からご紹介いただいた提案について、全面的に漏れなく対応していただきたいと思う。全国的な制度運用をするものの、第一ステップとして、ある程度モデル地区を定めて成功事例を作り上げていくということは、非常にリーズナブルであると思う。同時に、この制度の運用が始まって、中間管理機構に出し手が農地を出さない部分については、原則通り農業委員会が土地の利用の判断をするという状況がしばらく続くことになると思う。この点について、国家戦略特区の方で、各地方自治体から農業に関するアグレッシブなご提案を多くいただいた。例えば、農業委員会の役割の見直しについては、市町村と農業委員会との間でお互いの事務の配分について合意がある場合については、農水省からも「否定はしない」とのご見解をいただいている。このように、前向きな取組をする市町村の改革の前進が進むような形をとっていただきたい。

(岡規制改革会議議長)

今日は規制改革会議の議長という立場で参加させていただいている。農水省からのヒアリングを何度か行い、規制改革会議の議員15名に専門委員5名を加えて数度の議論を重ねてきた。その結果を昨日、規制改革会議の意見としてまとめ、農水省に提出した。そこで書かれていることは、先程新浪議員が説明されたこととかなり重なっているところがある。産業競争力会議の考え方と規制改革会議の考え方が似ているということ強く感じた。ここに書いてあることをこれからしっかりと対応していただくべき。

今回の機構構想は、現在抱えている課題を解決するための効果的な構想と認識しており、それがきちんと実行されるよう、いろいろと意見を述べさせていただいている。また、この機構構想が農業全てをカバーするわけではないが、平成21年の農地法改正から、リースでの農業参入はどんどん進んでいる中で、集約が難しいとか、相対ではリースを受けるのが難しいとか、そういった課題を一気に解決する構想であるので、これが上手くいけばそうした課題も解決できるのではないかと。一方で、機構とは関係ない、一生懸命やっている農家も多くあり、それはそれでどんどんやっていただいたらよいと思う。

この機構を活用して、政府の目標である競争力のある農業、魅力のある農業、成長産業化できる農業を実現したい。そのためには、国、都道府県、機構、市町村、人・農地プラン等がこの政策目標を共有して、実現に向かってそれぞれの立場の方が責任と権限をしっかりと明確化してやっていくことが必要。国が大きな主導権を持って、市町村、人・農地プラン、農家のところまで縦串をしっかりと通して見ていただきたい。逆の見方をすると、現場の企業・法人を含めて、この構想の目的・政策目標を共有できる方々に参加

していただくことが重要。土地の借り上げについては、先ほど新浪議員もおっしゃったが、この機構の目的に合致するものを借り上げ、機構に利用されない農地がたくさん溜まってしまふようなことは避けるべき。私どもの見解の中で、借り手の付かない農地が機構に溜まってしまふことを避けるため、上限を設けることも考えるべきということに触れている。貸す方は、今農業に従事している方もこれからやりたい方も、公平公正に透明性を高め、一切の差別をすることなく、機構が目的とする構想や政府の政策を理解している方に積極的に活用していただくことが必要。機構の体制をしっかりとる、借り上げのルールを明確化する、貸し出しは公平公正にやっていく、そのように考えている。

最後に今後の課題であるが、この機構は、今日本の農業が置かれている大変厳しい環境の中で、政府の方針に沿って競争力のある農業、魅力のある農業を作っていく上で最初の一步である。しかし、これだけでは十分ではなく、農業委員会の在り方、農協の在り方、農業に対する農政の補助金の在り方といったことについても、今後更に検討していく必要があるであろうということで、今後の課題として提起させていただく。

(茂木経済産業大臣)

林農林水産大臣から、担い手の農地利用が全農地の8割を占める、新しい農業構造を実現していくというご発言があったが、それは、担い手の所得が向上していくことに繋がるものと推測する。そのための一つの方策が、農地の集積・集約化で生産コストを削減するということであるが、これに加えて、新浪主査からもお話のあったとおり、農業の高付加価値化を進めていくことも極めて重要。新浪主査を中心に作成いただいたペーパーに、「本機構の貸し出しする農地は、6次産業化に資する加工・流通施設等の用地にも利活用できるようにする」という提言があるが、これについて、林大臣はどのように受け止めていらっしゃるかお聞きしたい。

(麻生副総理)

新浪主査を中心に作成されたペーパーは、問題点がよくまとめられている。この中で一番特筆すべきところは、農地中間管理機構の目的達成や収益管理に係る責任は都道府県知事にあるとしているところ。戦後の農地解放の経験も踏まえると、都道府県が責任を持って貸し手と借り手の間に介在する仕組みであれば、農地の貸し手も借り手も安心できる。

(稲田大臣)

岡議長からご説明があった規制改革会議の指摘の点について、ぜひ実行されるよう、農水省におかれては前向きにお願いしたい。その上で、先程岡議長が農業改革の一步に過ぎないとおっしゃったが、今回の機構は農地経営基盤強化促進法を改正して、今まで農地保有合理化法人が行っていた賃借部分を機構でやるわけだが、既存の農地保有合理化法人の看板の付け替えであってはいけないし、ワークしないからという政策の継ぎ接ぎであってはいけない。農業委員会、農協の役割の見直しを始めとする抜本的な改革にも精力的に取り組んでまいりたい。

(林農林水産大臣)

新浪主査より大変前向きな御提言をいただき感謝している。拳々服膺して反映させていきたい。提言をまとめる過程では、生産的かつ建設的なご議論をさせていただいたと聞いているので、個別に申し上げることは控えたい。

今から新しいものを作るので、できるだけ現場の知恵や自主性を発揮できるように、細かく決めすぎないようにしたい。地域によって事情は違う。

ご懸念の、農地を滞留させないとか、公平を期することについては、ご意見を踏まえて制度を作ってきている。私から先程デベロッパーと申し上げたが、農地は最初からダメなところはあまりないので、きちっと作って大きくしていけば可能性は出てくる。現場の意見をきちんと踏まえて、結果としてできあがる場所が良いものができるということを最終的に念頭に置いて進めていきたい。大筋、我々の考え方と一致している。

茂木大臣からお話のあった6次産業化は、一生懸命進めているところであるが、これはいわばサプライサイドの改革であり、できたものを付加価値を付けて売っていくということで、非常に重要。加工流通施設を利活用できるような運用をやっていきたい。

岡議長から規制改革会議のお話をいただいた。規制改革会議でも様々ご議論があったことを聞いている。それも踏まえて、この臨時国会に法案を提出するために、しっかりとまとめていきたい。

(菅内閣官房長官)

新浪主査を始め、民間議員の皆様には、農地中間管理機構に関する諸課題について大変建設的なご意見をいただき、感謝を申し上げます。

ただいまご提言いただいたことを取り入れることで、農地中間管理機構は、農地の集積により生産性を向上させ、最終的に農業全体の所得を今後10年間で倍増させるという目標の達成に向けた極めて重要な手段になると考えている。

こうした目標達成に向けて、ご提言いただいた、受け手のニーズに合った農地の借入れ、機構のガバナンス体制、更に公募による公平・公正な貸付けなどは、極めて重要な課題であると認識している。

政策が、規制改革会議のご議論や皆様のご意見を的確に反映されたものになるように、林農林水産大臣にはよく対応を検討していただき、政府として臨時国会への関連法案提出へ向けて、近々開催する「農林水産業・地域の活力創造本部」の中でしっかりと議論して方向性を示してまいりたい。

(甘利経済再生担当大臣)

農業に関する議論はここのまでとしたい。林大臣には、本日の皆様の意見を的確に法案に反映いただくよう、ご検討をお願いしたい。

○国家戦略特区について

(甘利経済再生担当大臣)

まず、新藤地域活性化担当大臣から、国家戦略特区の検討状況について御説明いただきたい。

(新藤地域活性化担当大臣)

国家戦略特区については、5月10日に八田大阪大学招聘教授を座長として、国家戦略特区WGを立ち上げた。秋山議員にも入っていただいている。そういった中で、精力的に議論してきた。そして、コンセプトを固めて、その中から、まず8月12日に民間企業や地方公共団体の皆さんを対象として提案募集を開始した。また、8月23日には、私から説明会を開催して、説明会にも250を超える企業団体のご出席をいただいた。そして、この提案募集を9月11日に締め切り、結果的に民間企業も含めて181団体、それから地方公共団体が61団体と、多くの応募をいただいた。そして、八田WG座長を中心にWGにおいてヒアリングを現在行ってきている。62回ヒアリングをやって

いただいた。およそ休日返上でとにかく突貫工事であるがやっていたいでいる。

この国家戦略特区のコンセプトとしては、民間投資を喚起する、日本経済を停滞から再生に導くこと。これを目的としている。特区を突破口として、大胆な規制緩和と税制措置、こういったものを組み合わせて日本経済の起爆剤としたい。また、これから決める特区については、端的に言えば、世界で三大プロジェクトに数えられるような、そうした日本の本気を示したい。そして、日本が国家を挙げて取り組む、国も民間企業も自治体もまた学会もいろんな皆さんも含めて参加いただく、そういう国家総動員のプロジェクトにしたいと考えている。そして、特にプロジェクトを選定する際に、岩盤規制と言われていた規制に関し思い切った規制改革を導入したい。それによって潜在的な成長力の発展が見込まれる。それから熟度を高めて経済効果を真に発揮するということであって、この規制や税制を変えたことによってどれだけの効果が出るのか、そしてどういった成果が上げられるのか、こういったことも提案の中でも含めていただいているし、我々もそうしたところをチェックポイントとしながら、プロジェクトを決めていきたい。

まずは、区域選定に先立って、国家戦略特区において実施すべきプロジェクトとそれを推進するために必要な規制改革項目を明確化する。地域、分野で先行して実施する意義が認められること等を勘案して、規制改革の対象範囲を特定し、プロジェクトを実施するのに最もふさわしい区域を厳選していきたい。国家戦略特区は国を挙げて取り組むプロジェクトと申し上げたが、いわゆる選定の仕方も従来のように事業者からの提案に〇×を付けるとか、採択をしてその枠の範囲内でやっていただくということではなく、あくまで国も一緒になって、事業者、提案者と国も事業体になる。そして、一つのチームになってプロジェクトを進めていく。

国家戦略特区に関する主な提案があるが、詳しくは今、精査中であり、このような枠で来ているということだけにさせていただくが、これらの中から厳選していく。なお、この国家戦略特区の指定に対しては、提案者の提案がそのまま特区になる場合もあるかもしれないが、それぞれ良い提案があれば組み合わせることもあり、国が新たにこれに加えて総合化することもあり得る。こういうことをご了解いただいた上でご提案いただいているので、まずは、それぞれのご提案の中で、我々が取り上げるべきものは何か、価値があるものか、今、精査している。その上で、最終的には総合的に国家を挙げたプロジェクトを作るのにふさわしい内容は、最終的には我々の考えも、WG の考えも含めて、また、いろいろな考えも頂戴しながら最終的には決めていきたい。時期については、今月中に規制改革の内容を詰めたい。非常に時間が限られているが、集中的に精魂込めて良いプロジェクトにしていきたい。そして、今後は特区の諮問会議、総理を長として決めていただく決定機関である諮問会議、それから、決めたプロジェクトについては、プロジェクト毎に統合推進本部を設定して、そこでいろんな事業調整、各種所管との調整が出てくると思う。そういった全体の進行管理は特区毎の統合推進本部が進めていく。それに諮問会議がチェックをしながら、WG も適宜関わっていく。もちろん産業競争力会議の皆様にも様々なご協力、お知恵を拝借する。こういう仕組みになっているところ。

(竹中議員)

この夏、西村副大臣及び皆さんと海外でも何度か成長戦略について議論させていただいて、その度に、岩盤規制と言われるものを突破するために、国家戦略特区が非常に大きな役割を果たすということを説明させていただいた。海外での関心も非常に高く、これは本当に頑張らなければならない項目だと思う。同時に、後ほど秋山議員からご説明があるが、そのプロセスの中ではなかなか難しい問題もあるという危機感も持っている。

先日、新聞に「アベノリンピック」という論文を書かせていただいて、アベノミクス

にオリンピックという追い風が吹く、これで真の再生をするチャンスであると書いた。アベノオリンピックとかオリンピックとか、そういうわかりやすいイメージのようなものが政策にはやがて必要になると思う。

ちょうど骨太方針の議論をはじめた十数年前、我々はしきりにメニューとレシピという話をさせていただいた。レシピというのは、霞が関に向かって、この法律のこの条項をこういう風に変えなければならない、この規制改革項目をこう変えなければいけない、という話。これは大変重要であるが、国民から見るとそれではわからなくて、どういう国になるのか、どういう政策をするのか、ストーリー、つまりメニューの部分が要る。これは両方必要であるのだが、時間的制約の中で、新藤大臣と国家戦略特区 WG は、まずレシピの規制改革項目を洗い出そう、これがないとメニューもできないという判断をされており、私はそのご判断は大変正しいと思っている。そして本日、15 項目の規制改革項目について挙げられている。繰り返し言うが、これがあって初めて次のメニューの段階の話に行ける。ところが、国家戦略特区 WG の議論の中で、この 15 項目についての霞が関の皆さんとの対話で難航している部分がある。その点について秋山議員の方からご報告をしていただきたい。

(秋山議員)

八田国家戦略特区 WG 座長の代理としてご説明申し上げる。

WG では経済成長の突破口となる特区を作るために、約 200 件集まったご提案の中から、規制改革項目のご要望を整理して、特に突破すべき岩盤規制として最優先であろうと思われる 15 項目にフォーカスして検討を進めてきた。

この 15 項目は、日本を代表するような都市が世界で最もビジネスしやすい環境をアピールできるために必要であるもの、あるいは、改革志向の地域のチャレンジを後押しすることによって全国にやる気の輪を広げていくことができるものを挙げているが、私どもとしては、15 項目全てが認められるくらいでなければ、インパクトのある特区の実現は困難であろうと考えている。

WG での作業の中に、今週より西村副大臣、竹中主査、堺屋参与にも議論に加わっていただき、各省との折衝を精力的に進めてきた。昨日の夜まで作業を続けてきた進捗状況をまとめたものがお手元の資料 5 である。この中には検討が進んでいる項目も多数あるが、残念ながら、現時点で秋の臨時国会への法案提出のコミットメントを得られている項目はない。その中で特に早急に方向性を固めるべきと思われるものについて、少しご説明申し上げたい。まず、お手元の資料 5 の 2 ページ目の「雇用制度の見直し」である。雇用については、例えば厚生労働省からはなかなか特区というものになじまないのではないか、あるいはこのような規制を変えるためには労政審の審議が必須であるということ、あるいは総合的な支援をしていくという話をいただいているものの、具体的な方策は例えば周知徹底などそういうものやっけていきたい、という話を伺っている。

WG としては、これを是非特区で取り組むべきと考えているが、厚労省の特区になじまないとの考えと現時点で調整できていない。もしこれが特区になじまないということであれば、全国一律での見直しを行うべきと思料する。ただし、これまでそれが困難であったことから特区という実験場で取り組む意味があると思っているので、この点については方向性が必要と考える。

もう 1 点が、3 ページ目の、教育分野での新しいチャレンジを実現するための公設民営学校の設置についてである。これは 6 月の日本再興戦略においても早急に検討する項目となっているが、現状は、議論の内容が 3 ページから 4 ページにかけて記載のとおりであり、調整がなかなか進んでいないところ。WG としては、まず公設民営という新しい制度を認めるかどうかという入口の議論を是非させていただきたいとの話をしてい

るが、今の段階では、この新しい制度を認めるためには逆に何があれば認められるのかを是非お示しいただきたいとお願いしているところ。これには具体的な委託先を明確化するという事等、非常に多数の課題があるのでこれらの課題を検討しなければならないということを現在ご回答いただいております、これについても調整が調っていない状況である。

WGとしては、まずはこれら15項目の岩盤規制項目を解除することによって、初めて国家戦略特区のインパクトを担保することができると考えており、具体的な実行地域が決まった時に地域に設置される国・自治体・民間の三者統合本部の機能が本当に発揮されるためにも、不可欠であると考えている。

限られた時間であるが、引き続き一所懸命取り組んでまいりたいと考えているので、秋の臨時国会へ向けて是非サポートをお願いしたい。

(竹中議員)

私も資料を提出しているが、これは国家戦略特区の全体のイメージを明確にするために提出したものの。1ページ目を見ていただくと、まさにこれは国家戦略特区のメニューのところ、これは今から詰めなければいけないが、大きくは2類型であると思う。1つ目は、世界的な企業と人材が集まる国際スーパー都市の形成。もう1つは成長志向で挑戦する新たなモデルの地方経済を伸ばす。これを今後メニューとして具体化していく必要がある。その手段としては、規制改革の実験場として岩盤規制をスピーディに包括的に、国・地方・民間が三者一体で、ということの確認。

イメージを持っていただくために、国際スーパー都市が何をしなければいけないかということだが、インフラや交通などの整備、産業を強くするための施策、生活環境の整備の3点と思う。資料の右側に容積率抜本緩和、エリアマネジメントと書いてあるが、実はこの項目が15あって、これが先ほど秋山議員からご説明いただいた15の規制改革項目になる。

ここから明らかのように、一般の皆さんに、例えば東京がどうなるのかと考えていただくためには、例えば羽田をどの程度国際化して、羽田と都心の交通をどうしていくのだという、そういうものが必要になるが、まず規制改革項目のレシピを明確にして、三者統合本部を作って、三者統合本部の中で、今申し上げたようなイメージを作っていくしか方法はないと思う。その意味では、今行っていることはまさにその準備作業であって、私としては、一刻も早く規制緩和の15項目に決着をつけて、法律を通した上で、三者統合本部を立ち上げてほしい。そうすることによって初めてメニューの部分が見えてくるということなのではないかと思う。

フォローアップをさせていただくという立場から、いくつかお願いをさせていただく。新藤大臣に既にお答えいただいた部分もあるが、まず、規制緩和項目の15項目、つまり素材レシピの部分について、9月中旬に必ず決着をつけていただきたい。ぜひ担当大臣のご決断をお願いする。実は15項目のうち9項目に厚生労働省が関係しており、これは田村大臣、ぜひよろしくお願い申し上げたい。この件については堺屋太一参与に大変お世話になっていることも申し上げておく。これが決まって初めてメニューづくりに入るが、2番目として、10月前半に規制改革項目の法律の条文化の作業に入りたい。規制改革の話をする、今のままでもできるはずだという答えが返ってくるが、実際できていないわけで、法律改正項目として、しっかりやっていただきたい。それを10月前半にやっていただく必要があると考えている。

最後に、提案者としてのイメージというかお願いであるが、どこの地域を指定するかとか、いくつ指定するかとか、これは極めて政治的な高度なご判断になると思っておりそこは政治判断に委ねるが、個人的イメージを申し上げますと、大都市を中心に、東京は

国際スーパー都市プラスオリンピックの特区、そしていくつかの主要都市について今申し上げたような特区が必要なのではないかと。そして、地方をどうするかというのは必ず出てくる問題であるが、1つの考え方として、経産省が提起されたバーチャル特区のようなもの、例えば農業の輸出農業に関するものはここここここなど、特定の地域ではなくてバーチャル特区のようなことを指定する考え方もあるのではないかと思う。繰り返すが、この点については極めて高度な政治のご判断であるので、ぜひこういった点を踏まえてご決断をいただきたいと思っている。

(甘利経済再生担当大臣)

それでは、田村厚生労働大臣及び下村文部科学大臣から、秋山議員から御説明をいただいた規制改革提案に関する検討状況、竹中主査からの問題提起を踏まえて、国家戦略特区創設に向けての対応方策についてご発言をいただきたい。

(田村厚生労働大臣)

日本再興戦略に基づいて、我が国の成長戦略の推進に取り組むことは大変重要だと思っている。厚労省としても、世界で一番ビジネスがしやすい環境を作り上げるための国家戦略特区に前向きに取り組んでいきたい。提案の内容に応じて、全国の規制制度改革や支援措置で対応することも含め、積極的に対応していきたいと思っている。

まず外国医師等の受け入れについて、医療水準の高い国の外国医師の受け入れについては、日本再興戦略でも位置付けられているとおり、全国に適用される制度改革として高度な医療技術を有する外国医師が日本の医師にその技術を教えるといった目的のために、我が国で医療行為を行うことを認める法案を通常国会に提出したいと思っている。外国看護師についても、現行の臨床修練制度を利用することにより、このような外国医師が活動する医療機関において提供される医療に関する知識及び技能の修得を目的として、看護業務を行うことが可能となると思われる。

国際医療拠点で高度な水準の医療を提供する病床については、病床過剰地域であっても現行の特例病床制度で、病床の新設や増設が相当程度可能であるが、国際医療拠点である特区で高度な水準の医療を行うための病床自体を、特例病床制度の対象に加えることも、特区という観点から検討していきたい。

海外では認可されているが国内で未承認の医薬品等について、現在も一定の安全性、有効性が確認された場合、保険外併用療養の対象としている。更に、日本再興戦略を踏まえ、抗がん剤をはじめとする最先端医療については、速やかに保険外併用療養として評価を進めることとしており、ハイウェイとして進めてきたところである。今回の国家戦略特区で、臨床研究中核病院等と同水準の「世界トップクラスの国際医療拠点」において、抗がん剤以外についても保険外併用の希望がある場合には、ハイウェイと同じように速やかに評価を開始できるよう、実施を希望する医療機関とともに実施体制を作り、実施計画を作成するなどして検討していきたい。

医学部の新設については、地域医療への影響、医療費への影響など様々な問題があるが、特区の趣旨を踏まえて、所管省庁である文部科学省と連携して検討していきたい。なお、東北地方からも復興の観点から医学部の新設の要望がある点を申し添える。

雇用については、有期雇用、解雇ルール、労働時間に関する三点のご提案をいただいている。特区における雇用分野の対策の検討については、海外から進出する企業や、起業後間もない企業で、労働者が意欲と能力を発揮し、成長にも資するような対応等を検討していく。検討にあたっては、労働者保護や公正競争の確保の観点から、全国的対応が必要なルール見直しについては、労使を交えた検討を進めることとしている。特区における必要な支援策についても、具体的に検討していきたい。

有期雇用及び解雇ルールについて、海外からの進出企業や、起業後まもない企業が、人材の見極め等のために有期雇用を活用し、また必要な人材がキャリアアップしつつ円滑に職場定着し能力を発揮できるようにすること、また、法定されたルールや確立した判例法理など、我が国の雇用ルールを的確に理解し、紛争を生じることなく事業を展開することが容易となるよう、特区の中で検討していきたい。先程は不十分であるとのこと指摘もあったが、よろず相談というように、それぞれの企業に対して日本の雇用慣行等々をしっかりとご説明し、求められるものにしっかりと対応できるようにお手伝いをするといった措置を講じていきたいと思っている。

労働時間については、日本再興戦略に基づき、多様な働き方を実現するため、企画業務型裁量労働制を始め労働時間法制について、9月27日から労働政策審議会において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点からの検討を進めることとしている。労政審で審議せずに雇用の法律を改正することを考えるようにという話もあるが、ILO条約上の制約等もあり難しい。その点は、また一度しっかりとご説明をさせていただきたい。いずれにしても、雇用に関する基本的なルールである労働基準法や労働契約法について、一部地域や企業を対象とし、試行的に適用除外とする特区が出来るかどうかについては、基本的生存権である労働者を保護する法律が、果たして特区の中で打ち破ることができるかどうかを検討することが前提であると考えている。この点は一度、検討させていただきたいと思っている。

(下村文部科学大臣)

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け準備を進める中、国際的なビジネス環境を整えるため大胆な規制改革等を政府主導で実行する国家戦略特区の成功は、日本再興戦略の着実な実現のために必要不可欠であり、文部科学省としても積極的に貢献していきたい。

現在、国家戦略特区WGでご議論いただいている2つについて、基本的に私としては、学校の公設民営化は認めたいと思う。具体的に大阪府、大阪市、民間事業者から、国際バカロレア校や中高一貫校で公設民営化を実現する提案があったと聞いており、私も拝見したが、中身を見ると運営主体やカリキュラム、所要経費が不明確で漠然としており、公教育としての公共性など重要な点について整理すべき点が数多く残っている。

国家戦略特区においては、国・地方・民間が一体となって取り組むものとされており、文部科学省としては、今後公設民営化は認めるという前提の中で、提案主体との対話を通じて、そのニーズを踏まえた中で、制度面・財政面でどのような方策が可能かについて、個々具体的に即して対応していきたい。

医学部の新設については、高齢化社会に対応した社会保障制度改革や全国的な影響等を勘案しつつ、国家戦略特区の趣旨を踏まえ、関係省庁と連携の上検討してまいりたい。

(安倍内閣総理大臣)

農業の生産性を向上させ、成長産業にすることは、安倍政権の成長戦略の重要課題。真に競争力ある農業を実現するため、農地中間管理機構を、日本国中の意欲ある全ての関係者に開かれた仕組みにしていきたい。

こうした観点に立って提起された、本日の民間議員の御意見を的確に政策に反映させたい。林農林水産大臣には反映方策を検討してもらい、菅官房長官の調整の下で、「農林水産業・地域の活力創造本部」で成案を得て、臨時国会に関連法案を提出する。

国家戦略特区は規制改革の突破口であります。経済成長の起爆剤となる国家的なプロジェクトを実施するため、世界から注目されるような画期的な規制改革を緊急に実現しなければならない。

まずは、本日提起された規制改革提案について、下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣を始め、関係大臣には実現する方向で対応策を検討してもらいたい。新藤地域活性化担当大臣を中心に、甘利経済再生担当大臣、菅官房長官の協力も得て、関係大臣との調整を行い、臨時国会に提出する特区関連法案の中に具体的な規制改革成果を盛り込みたい。

(以 上)